

令和6年（2024年）能登半島地震における事業再建支援

「なりわい再建支援補助金」

被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援します

「なりわい再建支援補助金」 制度概要

～令和6年4月1日（月）～ 随時申請受付中～

【補助対象者】

令和6年能登半島地震の被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助額・補助率】

〔 石川県なりわい
再建支援補助金HP 〕補助金額 上限 **15億円**補助率 **3/4**
(中堅企業等は1/2)

※一部5億円まで定額補助

〔 過去数年以内の被災かつ復興途上
である等の要件を満たす場合 〕

自己負担

なりわい補助金
補助率
3/4自己負担
1/4発生自己負担分の資金調達に活用できる
特別な融資制度があります

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」

- ◎限度額：1億円
- ◎利率：**当初5年間無利子** ※1、※2
- ◎信用保証料：**免除** ※1

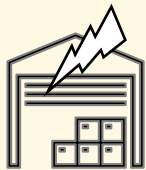
※1 一定の要件を満たす必要があります。
 ※2 5年経過後、年1.0%の金利負担がかかります。
 ※3 自己負担分のほか、補助対象外経費や運転資金などにも活用可能です。

詳しくは、金融機関、信用保証協会にお問い合わせください。

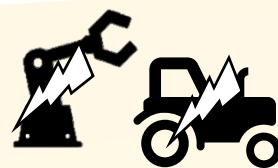
※着手済みの経費・実行済みの融資についても、適正と認められる場合には、

災害発災日（令和6年1月1日）まで遡及適用

補助金・融資制度の活用事例



- ・建物の屋根や外壁が破損、機械装置が故障
- ・施設・設備の復旧に1億円が必要
- ・なりわい補助金を活用するとともに金融機関からの借入も想定



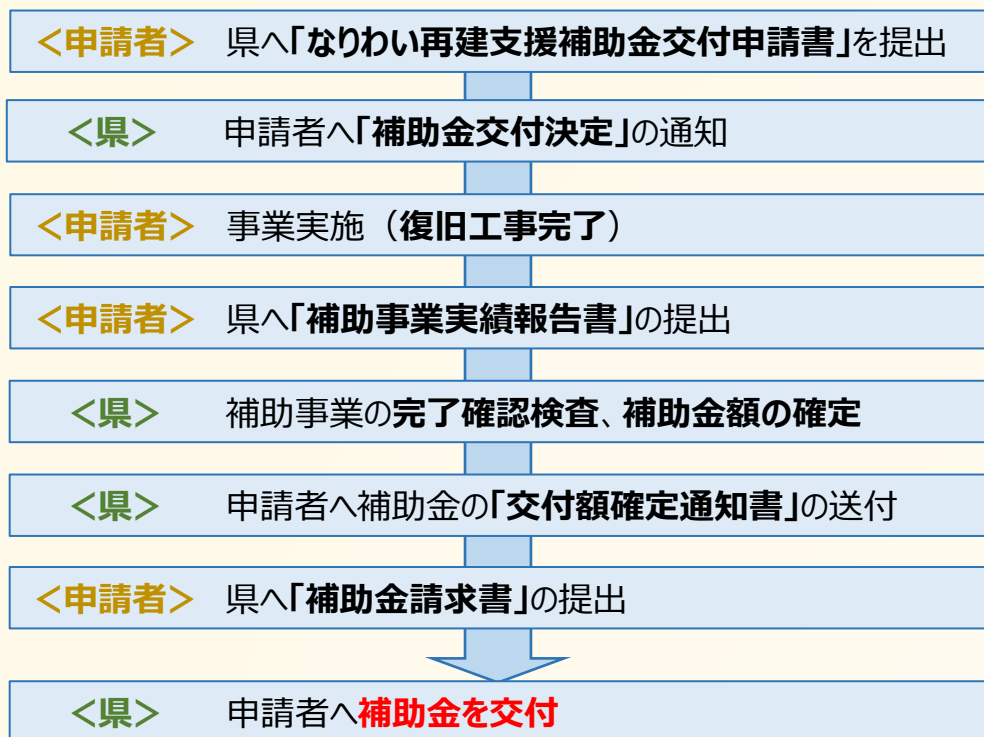
【1億円】



自己負担分2,500万円を
災害対策特別融資で借入

- ※ 金融機関、信用保証協会の審査に拠ります。
- ※ 自己負担分のほか、補助対象外経費や運転資金などにも活用可能です。

補助事業の基本的な流れ



【問い合わせ先】 金沢事業者支援センター
石川県信用保証協会
石川県商工労働部経営支援課

TEL 0120-867-100
TEL 076-222-1550
TEL 076-225-1521